

事 務 連 絡
平成15年5月30日

都道府県介護保険主管部（局）
介護保険主管課（部）

御中

厚生労働省老健局老人保健課

介護報酬に係るQ&Aについて

介護報酬に係る質問のうち、都道府県等から照会の多いものについて、別添の通りQ&Aを作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容御了知の上、市町村、事業者等への周知等をお願いいたします。

なお、別添については、社会福祉・医療事業団ホームページ（<http://www.wam.go.jp/ca70/ca70b20.html>）においても掲載する予定です。

Q3 自立生活支援のための見守りの援助の具体的な内容について

A3 身体介護として区分される「自立生活支援のための見守りの援助」とは自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りをいう。単なる見守り・声かけは含まない。

例えば、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助に関連する行為であっても、

- ・ 利用者と一緒に手助けしながら調理を行うとともに、安全確認の声かけや疲労の確認をする
- ・ 洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う
- ・ 痴呆性の高齢者の方と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより生活歴の喚起を促す
- ・ 車イスでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるように援助する

という、利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービス行為は身体介護に区分される。掃除、洗濯、調理をしながら単に見守り・声かけを行う場合は生活援助に区分される。

また、利用者の身体に直接接触しない、見守りや声かけ中心のサービス行為であっても、

- ・ 入浴、更衣等の見守りで、必要に応じた介助、転倒予防のため声かけ、気分の確認などを行う
- ・ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけなど、声かけや見守り中心で必要な時だけ介助を行う
- ・ 移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る

という介助サービスは自立支援、ADL向上の観点から身体介護に区分される。そうした要件に該当しない単なる見守り・声かけは訪問介護として算定できない。

※ ケアプランに自立支援、ADL向上の観点からの明確な目的・目標を位置づけ、毎月のモニタリングの中で自立支援等に役立っているかを細かく検証してください。一定期間やってみて効果が見られない場合は、サービスの中止、支援内容の変更等ケアプランの見直しが必要です。

<間違いやすい例>

台所で、利用者は野菜を切り、ヘルパーが炒める：これは調理ということでは同じですが、それぞれやっていることが違うので、ここでいう一緒とはなりません。

掃除でも利用者がハタキをかけ、ヘルパーが掃除機をかけるというのも同じようにここでいう一緒とは言えません。

このように同じ場所で、同じサービス内容であっても、それぞれが別々に出来ることをやっている場合は自立支援のための見守りの援助には該当しません。

安易な位置づけとならないように、しっかりとしたケアマネジメントを心がけてください。